平成２１年（フ）第１８６号
新潟県新潟市中央区女池神明１丁目８－９、住民票上の住所東京都台東区雷門２丁目１番14号　四方レジデンス205
破産者　益原　三郎
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１１４号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ３―27号県営住宅、申立時の住所長野県塩尻市大字塩尻町733番地１サンシティユミ202号
破産者　齋藤　義宏
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３８号
長野県飯田市錦町１丁目１番地
破産者　清水商店こと　清水　正義
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第３１７号
静岡市駿河区栗原21番11―103号、前住所静岡市駿河区谷田24番１号
破産者　鈴木　英之
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５号
静岡県沼津市若葉町22番５号
破産者　村野　吉秀
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町34番地ヴィラ・デ・リンネ303
破産者　清水　俊之
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８２７７号
大阪府富田林市宮甲田町１番48号、住民票上の住所大阪府富田林市かがり台21番１号
破産者　近藤　亮介
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１号
広島市東区戸坂千足１丁目17番５―403号
破産者　上藤　由香
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第３３１号
広島県尾道市長江１丁目12―37　濱岡康太郎方、破産開始決定時の住所広島県尾道市十四日元町４番３号
破産者　濱岡　康正
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第１６５号
広島県福山市日吉台２丁目15番５―1103号　ラブリー日吉台
破産者　岸本　孝之
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７号
広島県安芸高田市吉田町多治比2674番地
破産者　佐々木工業こと　佐々木和行
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１５０号
愛媛県松山市高岡町468番地10
破産者　前田　満明
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３２１号
愛媛県東温市南方452番地１　ロイヤル・オートヤ・ビル401号
破産者　山脇　明広
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第２０９６号
福岡県朝倉郡筑前町安野19番地８
破産者　伊藤　信一
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第４０９０号
北海道浦河郡浦河町常盤町86番地
破産者　船越谷　滋
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４７号
札幌市東区本町２条９丁目２番27号
破産者　山崎　　修
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０号
北海道旭川市東光８条９丁目１番12号　アピアＢ棟108号室
破産者　紺野　　昇
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
北海道旭川市末広６条10丁目１番７号
破産者　北川　誠一
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０号
開始決定時の住所北海道上川郡剣淵町元町３番２号
破産者　北川　和彦
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部